3月定例会
委員会の審査状況

3月定例会では、38議案が各常任委員会、予算特別委員会に付託され、3月13日から18日にかけて審議されています。その概要についてお知らせします。

総務委員会

（審議結果）

職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定については賛成少数により否決（2対3）、その他9議案については全会一致で可決。

（主な審議の状況）

職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定

加西市の職員を公益的派遣するに当たり条例を制定しようとするものであり、この度は社会福祉協議会に対して職員を派遣しようとするもので、今までは市民福祉部に身分を置いたまま社会福祉協議会へ出向するという辞令を発行して対応していたが、県より根拠規定である条例を制定すべきとの指導があったために制定しようとするもの。職員を派遣する場合は必ず本人同意を得た上での派遣であること、給与については市において負担し、会社等への派遣に際しては退職扱いとなり、派遣先の負担となることが確認されました。委員からは、社協へは、過去から正職員、職員OBの派遣等が何度となく繰り返されてきていることはいかがなものかとする意見が述べられました。

コンプライアンス条例の制定

市職員が公正な職務を遂行できるよう、責務を明確化するとともに、市職員に対して市民からの不当な要求行為を排除し、適正な職務の遂行を確保しようとするものであり、市民に対しての周知方策については、市広報やホームページで知らせていきたいとのこと。市職員に対して不当要求をした者に対して、市長は警告するとともに氏名と警告内容を公表することになっており、不当要求となる判断基準は、部署によって判断が異なることがあってはならないため、職員が単独で判断するのではなく、周囲にいる職員も畏怖を感じる等、客観的に見た状況での判断をしていくとのこと。また、市長に対しての本条例の適用について意見が述べられ、常勤特別職まで適用されないが、当然率先して守らなければいけない立場にあるとのことでした。

特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正

3役の報酬の減額率を市長は30％から10％、副市長は20％から7％、教育長は10％から5％にしようとするもの。委員からは、世界的な景気の低迷で、加西市財政も本当に厳しいときに市長就任以来、実施されてきた報酬減額について、減額率を縮小させることは実質報酬値上げとなることについて見解を求め、平成21年度においては非常に財政が厳しく、職員の給与にまで協力を求めて踏み込んでいかざるを得ないことは必至であり、今回提案している内容は6月末までの時限的なもので、6月になれば三役自身の報酬も含めて職員とともに再検討をしていきたいというものでした。

青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定

青少年育成に関する総合的施策を樹立する役割を青少年センター運営協議会に移行するにあたり、本条例を廃止しようとするもの。委員からは、協議会が廃止されたときの青少年対策への影響がないか確認され、現在の青少年問題協議会と青少年センターの目的がほぼ一致しており、統一をしてさらに充実させていきたいとのことでした。

厚生委員会

（審議結果）

市民養老金支給に関する条例を廃止する条例の制定については、賛成少数により否決（2対3）、その他10議案については全会一致で可決。

（主な審議の状況）

福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定

乳幼児医療等助成制度に関して、新たに小学校4年生から6年生までの入院診療を助成の対象とするが、同時に所得制限を設け、これまで無料であった方が対象から外れることになり、本当に拡充と言えるのかとの意見があり、加西市の財政状況等を考えて、県内の多数の市と同じようにしたが、所得制限をつけることが少子化対策にどれだけ影響があるかを見きわめ、状況を見ながら再度検討する考えとのことでした。

介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定

月額2万円の処遇改善になると言われているが、介護従事者の前に施設の経営改善に使われるのではないかとの意見があり、処遇改善に使われるべきではあるが、使われなかった場合に介護報酬が請求できないということにはなっておらず、監査等によりチェックと指導をしていく